

社会保障審議会児童部会専門委員会の 議論の状況及び今後の予定について

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、5のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室が同局保育課の協力を得て処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 届出制等の対象範囲の在り方
- (2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3) マッチングサイトへの対応の在り方
- (4) 情報提供等の在り方
- (5) その他

4. その他

委員会は原則公開とする。

5. 開催経過

- 本年10月からの幼児教育・保育の無償化を契機として、いわゆるベビーシッターの質の確保・向上を図っていく必要があり、ベビーシッターの資格・研修受講に関する基準を創設することとし、同基準の在り方や指導監督の方法などを検討するため、3月以降、専門委員会において議論。
- 5月に資格・研修受講に関する基準を専門委員会としてとりまとめ、指導監督基準を改正。
- その後の専門委員会での議論を踏まえ、7月に議論のとりまとめを行った。今後、とりまとめの内容を踏まえ、指導監督基準の改正等を実施。

5. 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職 |
|---------|-----------------------------------|
| 尾木 まり | 有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長 |
| 普光院 亜紀 | 保育園を考える親の会代表 |
| 多田 博史 | 東京都福祉保健局少子社会対策部 認証・認可外保育施設担当課長 |
| 長崎 真由美 | 公益社団法人全国保育サービス協会 事務局長代理 |
| 松田 茂樹 | 中京大学現代社会学部教授(児童部会委員) |
| 松永 信隆 | 千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課長 |
| ◎ 松原 康雄 | 明治学院大学学長 |
| 水嶋 昌子 | NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 |
| 吉田 大樹 | 労働・子育てジャーナリスト |

◎委員長 (敬称略、五十音順)

(オブザーバー) (敬称略)

| 所 属 |
|--------------------------|
| 内閣府子ども・子育て本部 |
| 独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第1課 |

認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講の基準

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 対 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5 年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5 年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

| 項目 | 認可外保育施設指導監督基準 | | 改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業) |
|------------|--|---|---|
| | 認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育) | 認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育) | |
| 職員 | ○配置基準(乳幼児) : (保育士) 0歳児 3 : 1、1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1、4歳以上児 30 : 1 ○職員 : <u>保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要</u> | ○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 基準なし (望ましい基準のみ) | ○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙 |
| 設備 | ○全年齢共通 ・ 保育室 1.65m以上/人 ・ 調理室、便所 | — | — |
| 非常災害に対する措置 | ○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施 | — | — |
| 児童の処遇 | ○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等 | (同左) ※一部適用除外 | (同左) ※一部適用除外 |

※ 認可外の家庭的保育事業（1日に5人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
 - ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義＋2日以上の実習（見学）又は演習
 - ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
 - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキュラム・時間数や内容等が示されている。

| 科目名 | 時間数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目 | |
| ①居宅訪問型保育の概要 | 1 時間 |
| ②乳幼児の生活と遊び | 1 時間 |
| ③乳幼児の発達と心理 | 1.5時間 |
| ④乳幼児の食事と栄養 | 1 時間 |
| ⑤小児保健Ⅰ | 1 時間 |
| ⑥小児保健Ⅱ | 1 時間 |
| ⑦心肺蘇生法（実技講習） | 2 時間 |
| 2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目 | |
| ⑧居宅訪問型保育の保育内容 | 2 時間 |
| ⑨居宅訪問型保育における環境整備 | 1 時間 |
| ⑩居宅訪問型保育の運営 | 1 時間 |
| ⑪安全の確保とリスクマネジメント | 1 時間 |
| ⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項 | 1.5時間 |
| ⑬居宅訪問型保育における保護者への対応 | 1.5時間 |
| ⑭子ども虐待 | 1 時間 |
| ⑮特別に配慮を要する子どもへの対応 | 1.5時間 |
| 3. 研修を進める上で必要な科目 | |
| ⑯実践演習 | 1～2日 |
| 4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目 | |
| ⑰実施自治体の制度について | 1 時間 |
| 計 | 20時間 + 1日以上の実践演習 |

社会的養育専門委員会について

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は4参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

5. 今後の予定

6月19日に成立した、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則の検討規定(※)に基づき、児童福祉に関し、専門的な知識・技術を必要とする者についての資格の在り方その他資質の向上策等について、ワーキンググループを設置し、検討いただく予定。

(※)附則第7条第3項

政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4. 委員名簿

| 委員名 | 所 属 |
|---------|---|
| 相澤 仁 | 大分大学福祉健康科学部 教授 |
| 青木 建 | 国立武蔵野学院長 全国児童自立支援施設協議会 顧問 |
| 安部 計彦 | 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授 |
| 犬塚 峰子 | 大正大学 客員教授 |
| 井上 登生 | 医療法人井上小児科医院 院長 |
| 江口 晋 | 大阪府岸和田子ども家庭センター 所長 |
| 奥山 眞紀子 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長 |
| 北川 聡子 | 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 会長 |
| 熊川 利幸 | 浦安市こども家庭支援センター 所長 |
| 桑原 教修 | 児童養護施設舞鶴学園 施設長 全国児童養護施設協議会 会長 |
| 清水 義弘 | 山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課長 |
| 菅田 賢治 | 母子生活支援施設仙台つばさ荘 施設長 全国母子生活支援施設協議会 会長 |
| 玉岡 雄太 | 東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課長 |
| 中村 みどり | Children's Views & Voices 副代表 |
| 橋本 達昌 | 児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽統括所長 全国児童家庭支援センター協議会 副会長 |
| 浜田 真樹 | 浜田・木村法律事務所 弁護士 |
| 林 浩康 | 日本女子大学人間社会学部 教授 |
| 平井 誠敏 | 自立援助ホーム慈泉寮 施設長 全国自立援助ホーム協議会 会長 |
| 平田 美音 | 名古屋市児童福祉センター くすのき学園長 全国児童心理治療施設協議会 会長 |
| 藤林 武史 | 福岡市こども総合相談センター 所長 |
| 増田 喜一 | 伊奈町 子育て支援課長 |
| 松本 伊智朗 | 北海道大学大学院教育学研究院 教授 |
| 宮島 清 | 日本社会事業大学専門職大学院 准教授 |
| 森下 宣明 | 和歌山乳児院 院長 全国乳児福祉協議会 副会長 |
| ◎ 山縣 文治 | 関西大学人間健康学部人間健康学科教授 |
| 横田 光平 | 同志社大学大学院司法研究科 教授 |
| 吉田 菜穂子 | 公益財団法人全国里親会 評議員 |

◎委員長

(敬称略、五十音順)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

児童虐待については、平成12年に児童虐待の防止に関する法律が制定され、児童相談所の体制強化を始めとした防止対策が講じられているところであるが、死亡事例は後を絶たない状況にある。

そのため、死亡事例について、問題や課題を明らかにし、改善策を講じるため、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は4参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) オブザーバとして警察庁及び文部科学省の参加を求める。
- (4) 専門委員会の庶務は子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室が行う。

3. 主な検討事項

- (1) 児童虐待による死亡事例等の総体的な検証
 - (2) 検証結果から得られた具体的改善策の提言
- ※本専門委員会は審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開

4. 委員名簿

| 委員名 | 所 属 |
|---------|--------------------------|
| 相澤 仁 | 大分大学福祉健康科学部 教授 |
| 秋山 千枝子 | 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長 |
| 安部 計彦 | 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授 |
| 高橋 温 | 新横浜法律事務所弁護士 |
| 田中 哲 | 子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長 |
| 野口 まゆみ | 医療法人西口クリニック婦人科 院長 |
| 橋本 和明 | 花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授 |
| ◎ 山縣 文治 | 関西大学人間健康学部人間健康学科教授 |
| 山田 和子 | 四天王寺大学看護学部教授 |

◎委員長

(敬称略、五十音順)

5. 開催経過・今後の予定

第15次報告のとりまとめに向け検証中。(平成30年11月以降5回開催)

遊びのプログラム等に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2) 新たなプログラムの開発について
- (3) 今後の地域の児童館等のあり方について
- (4) その他

6. 開催経過・今後の予定

- 平成27～30年度までの専門委員会での議論の経過を踏まえ、平成30年9月に「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」(報告書)をとりまとめた。
- 専門委員会が作成した「児童館ガイドライン」(案)を踏まえ、平成30年10月に厚生労働省より改正「児童館ガイドライン」を自治体宛、通知した。
- 今後、報告書に基づき、年1～2回程度、全国の児童館での遊びのプログラムの取り組み状況についての情報収集や検証・評価等を行う。

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

| 氏名 | 所属・役職 | (五十音順) |
|---------|---------------------------|--------|
| 安部 芳絵 | 工学院大学教育推進機構准教授 | |
| 植木 信一 | 新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授 | |
| 大竹 智 | 立正大学社会福祉学部教授 | |
| 大塚 晃 | 上智社会福祉専門学校特任教員 | |
| 熊澤 桂子 | 東京教育専門学校専任講師 | |
| 佐野 真一 | 港区立麻布子ども中高生プラザ館長 | |
| ○ 鈴木 一光 | 一般財団法人児童健全育成推進財団理事長 | |
| 中川 一良 | 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館館長 | |
| 長崎 由紀 | 岩手県立児童館いわて子どもの森チーフプレーリーダー | |
| 松田 妙子 | NPO法人せたがや子育てネット代表理事 | |
| 柳澤 邦夫 | 西真岡こどもクリニック幼保・学校訪問部顧問 | |
| 渡邊 一 | 目黒区子育て支援部放課後子ども対策課課長 | |

○ 委員長